

電子提供措置の開始日 2026年8月24日

第51期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2025年6月21日から2026年6月20日まで)

株式会社ジョイフル本田

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、内部監査活動によって把握された業務執行に関する問題点等について取締役会や監査役会への適切な報告体制を確保する。また、リスクを統括的に管理するリスクマネジメント部を設置し、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(2) 当社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役および使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存および管理を行う。
- ② 保存期間内は、取締役または監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
- ③ リスクマトリクスを作成し当社を取り巻くリスクを洗い出し、事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理するとともに、具体的対応策を検討し、取締役会および監査役会に対して助言を行うため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、経営会議を原則毎週1回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
- ② 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役ならびに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正および効率性を確保するための制度を整備する。
- ② 当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証および助言等を行う。
- ③ 当社のリスク・コンプライアンス委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。

(6) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

(7) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 子会社において定める「リスク管理規程」に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- ② 当社リスク・コンプライアンス委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際リスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(8) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 企業グループ経営における責任と権限を明確にするため、グループ代表（当社の代表取締役）、経営執行責任者（子会社社長）、主管部門長（当社経営企画本部長）の組織を設置する。
- ② 当社子会社のガバナンス強化を図り、迅速で精度の高い意思決定プロセスを遂行すべく、グループ稟議制度を導入しグループ代表が決裁するとともに、子会社の重要事項については、当該子会社経営執行責任者が出席する当社の決裁会議体で決議する。
- ③ 当社子会社は②の決定を踏まえ、「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、業務の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署（以下、「経営企画部」という。）は、当社内部監査室、リスクマネジメント部と連携し、業務執行の効率性の検証を行う。

(9) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 当社の内部監査室において、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(10) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。

(11) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

(12) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役および使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(13) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
- ② 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役または監査役会に対して定期的に報告を行う事項および報告を行う者を協議して決定するものとする。
- ③ 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役および使用人に報告を求めることができる。

(14) 当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、経営企画部を経由し、当社監査役に報告する。
- ② 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、リスクマネジメント部を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。

(15) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度の窓口に通報があった場合、リスクマネジメント部は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。
- ② 通報者の異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

(16) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ④ 監査役は、原則毎月1回監査役会を開催するほか必要に応じて臨時に開催し、また、グループ各社の監査役と監査役連絡会を開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。また、内部監査室、リスクマネジメント部との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(18) 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員および使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、および反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

基本方針の運用状況の概要

当社における内部統制の運用状況は、次のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を通じて、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制に関する事項を一元的に管理運営してまいりました。各事業所には、コンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス意識の醸成と知識の向上に努めております。

また、内部通報受付窓口の設置のほか内部監査室による監査を通じて業務の妥当性の検証、リスク要因の指摘・指導ならびに改善を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社本田

(2) 非連結子会社の数および名称

非連結子会社の数 2 社

非連結子会社の名称 株式会社東総業、株式会社土浦三協サツシセンター

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の数および名称

①非連結子会社の数および名称

非連結子会社の数 2 社

非連結子会社の名称 株式会社東総業、株式会社土浦三協サツシセンター

②関連会社の数および名称

関連会社の数 2 社

関連会社の名称 株式会社MTJフィットネス、株式会社ジョイフルエーケー

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社本田の発行済株式の全株式を取得したことにより、連結子会社に該当することとなったため、同社を連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）によっております。
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法により評価しております。
その他有価証券	

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

商品	主として売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。ただし、倉庫在庫は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。
未成工事支出金	個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。
原材料および貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～34年
その他	3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は5～10年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④従業員株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑤役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生額を、発生の翌連結会計年度において一括で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法および直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

②重要な収益および費用の計上基準

(a) 商品の販売に係る収益認識

当社グループは、「住まい」に関する分野、「生活」に関する分野の商品販売を主たる事業としており、商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財またはサービスの提供における当社および連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、商品の販売時に付与した他社ポイントについては、その後利用されたポイント相当の財またはサービスの提供を行っておりますが、顧客から受け取る額から取引先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(b) リフォーム工事に係る収益認識

当社グループは、「住まい」に関する分野として、リフォーム工事を行っており、当該履行義務は、顧客との工事契約に基づく請負工事であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(c) 商品券に係る収益認識

当社は、当社が発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用部分については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

③のれんの償却方法および償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

店舗固定資産及び賃貸不動産 97,144百万円

(うち有形固定資産 95,459百万円、無形固定資産 1,293百万円)

減損損失 ー百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、損益の集計単位である店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産をグルーピングしており、賃貸不動産、遊休資産および除却・売却予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本社、物流倉庫、製作・加工等の機能がある拠点は共用資産としております。ここで、店舗とは、単独の商品販売拠点もしくは、商品販売拠点とテナントが一体となって集積している拠点をいい、賃貸不動産は、テナントのみの拠点としております。

当社グループが保有する固定資産のうち、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされるものについては、損益報告などの企業内部情報と、経済環境や資産の市場価格など企業外部情報に基づき、資産または資産グループ別に減損の兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある資産または資産グループの減損損失の認識の判定においては、その資産または資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額または使用価値により算定しております。そのうち使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しており、資産または資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、資産または資産グループごとの将来の見込損益によって算定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、資産または資産グループの将来の見込損益の基礎となる売上高変動率、売上総利益率、売上高販管費率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合など将来の経済状況の変動等により、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積り金額の変更)

当連結会計年度において、店舗等の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

その結果、見積りの変更による増加額104百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

追加情報

(株式給付信託 (B B T))

当社は、取締役および執行役員（社外取締役および非業務執行取締役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）の業務執行（職務執行）をより厳正に評価し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることによって、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託 (B B T (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託（以下、「本信託」といいます。）により当社株式が取得され、取締役等に対して、予め定めた役員株式給付規程に基づき、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を本信託を通じて給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末154百万円、104,800株であります。

(株式給付信託 (J-E S O P))

当社は、当社の株価や業績と当社の一部役職員（以下、「幹部社員等」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への幹部社員等の意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-E S O P)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末389百万円、215,820株であります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

宝くじの取扱いのために、定期預金38百万円を担保として供しております。

仕入債務の履行のために、定期預金3百万円を担保として供しております。

担保に係る債務

買掛金 1百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
 普通株式 63,784,612株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 8 月 1 日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,939	32.00	2025年6月20日	2025年9月3日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が10百万円含まれております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026 年 2 月 2 日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	2,544	42.00	2025年12月20日	2026年3月10日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が13百万円含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年8月3日開催の取締役会において、次のとおり普通株式の配当に関する決議をいたしました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026 年 8 月 3 日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	2,544	42.00	2026年6月20日	2026年9月2日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が13百万円含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余剰資金を元に安全性の高い金融商品を限定して運用しており、これら商品の上場株式、債券については毎月、時価の把握を行い、運用状況を管理しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。地震デリバティブは、地震発生時の店舗設備や商品等の損失を補填する目的で利用しております。

また、設備投資等の必要資金は自己資金を充てておりますが、借入金は、必要に応じ主に事業運営、設備投資を目的に調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月20日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、「預金」「売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「買掛金」「電子記録債務」「リース債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
（1）投資有価証券			
その他有価証券	3,079	3,079	—
（2）長期借入金	(9,794)	(9,760)	33

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）市場価格のない株式等は、「（1）投資有価証券」には含まれておりません。

（注2）当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12
関連会社株式	1,087

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
預金	23,853	—	—	—
売掛金及び契約資産	4,933	0	—	—
電子記録債権	3	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち、満期があるもの	—	289	—	—
合 計	28,789	289	—	—

(※) 売掛金のうち、貸倒懸念債権等、償還予定額が見込めない5百万円は含めておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	4,317	2,861	2,135	479	—
合 計	4,317	2,861	2,135	479	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定における重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,789	－	－	2,789
投資信託	－	289	－	289
資産計	2,789	289	－	3,079

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	－	9,760	－	9,760
負債計	－	9,760	－	9,760

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は公表されている基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、茨城県、千葉県およびその他地域において、主に店舗用の施設を有しており、一部をテナントに賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
16,697	16,867

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得金額から減損損失累計額および減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

時価については重要性を鑑み、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）等を基礎として算定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合 計
①「住まい」に関する分野			
(a) 資材・プロ用品	25,909	—	25,909
(b) インテリア・リビング	17,358	—	17,358
(c) ガーデン・ファーム	17,780	—	17,780
(d) リフォーム	14,147	—	14,147
②「生活」に関する分野			
(a) デイリー・日用品	39,207	—	39,207
(b) ペット・レジャー	16,772	—	16,772
(c) その他	1,642	—	1,642
③営業収入			
(a) サービス料等収入	—	348	348
(b) その他	—	166	166
顧客との契約から生じる収益	132,817	514	133,331
その他の収益（注）	—	6,557	6,557
外部顧客への売上高および営業収入	132,817	7,071	139,889

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	(単位：百万円)	
	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	4,627	4,942
契約資産	27	46
契約負債		
未成工事受入金	928	1,197
前受金	197	220

契約資産は、顧客との工事請負契約において期末時点で履行義務の進捗により収益を認識している債権のうち、工事が完了していないため未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものです。これは、顧客との契約に基づく役務の提供が完了した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は、契約における支払条件に基づいて請求し受領しています。

契約負債のうち未成工事受入金は、工事請負契約に基づいて顧客から受け取った契約負債です。未成工事受入金は、顧客との契約に基づく役務の提供の完了に伴い取り崩されます。前受金は、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた未成工事受入金の金額は888百万円であり、前受金の金額は143百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,097円77銭

1 株当たり当期純利益 149円37銭

(注) 株式給付信託（ＢＢＴおよびＪ－ＥＳＯＰ）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額の算定上、期末株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 320,620株

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 324,960株

企業結合に関する注記

(株式取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社本田

事業の内容 ホームセンター事業、木材販売事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は企業ミッションとして『必要必在』と『生活提案』で、地域社会の喜びと夢を共創する」を掲げ、お客様の「不」を解消することを目指し、お店づくりをおこなってまいりました。そして将来当社が目指すべき姿（ビジョン）である「国内No.1の“Living Space Innovator”企業となる」となるため、「驚き」や「感動」、「発見」といった付加価値の提供に取り組んでおります。

株式会社本田（以下「本田」という）は「和と創造」を経営理念に掲げ、人々との触れ合い、満足の向上に努め、地域社会に必要不可欠な存在であり続けるため、茨城県内を中心に、ホームセンター事業（ホームジョイ本田2店舗）、木材販売事業、エクステリア・リフォーム事業を展開しております。

本田は、当社店舗の空白地を補完する立地優位性を有しており、地域の生活インフラとしての顧客の定着を図ることが可能です。また、当社が有する豊富な商品数を活かし、本田においても地域特性に応じた品揃えを展開することで、顧客利便性の向上に大きく寄与するものと考えております。

当社は、今回の株式取得を通じて、本田を新たなパートナーとして迎えることが「住まいと暮らしの総合センター」の意味の追求と顧客接点の拡大をより一層図れるものと期待しており、当社の企業価値向上に資すると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2025年9月30日（株式取得日）

2025年12月20日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に取得した議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年12月20日をみなし取得日としているため、当連結損益計算書におきましては、2025年12月21日から2026年6月20日までの業績が含まれております。

3. 株式取得の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,800百万円
取得原価		1,800百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	65百万円
-----------	-------

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

1,940百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,294	百万円
固定資産	2,946	//
資産合計	6,240	//
流動負債	1,482	//
固定負債	1,017	//
負債合計	2,500	//

重要な後発事象に関する注記

(当社とアークランズ株式会社との共同持株会社設立（株式移転）の日程変更について)

当社とアークランズ株式会社（以下、「アークランズ」といい、当社とアークランズを総称して、「両社」といいます。）は、2026年4月14日開催の取締役会において、共同株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社（以下、「本共同持株会社」といいます。）を設立し、対等の精神の下で、経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことに関する基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、本経営統合に関する最終契約書の締結に関して、2026年7月前半を目途に協議を進めて参りました。

しかしながら、アークランズが2025年6月に完全子会社化したペッツファーストホールディングス株式会社において不適切な会計処理の疑義があることが判明し、アークランズは外部専門家のみで構成される特別調査委員会を設置し、当該疑義の解明、アークランズの連結財務数値への影響額の確認等の調査を行うことといたしました。

当社は、当該調査の進捗及び結果並びにアークランズの連結財務数値への影響等を踏まえた上で、本経営統合に係る手続及び日程その他の本経営統合に係る諸条件を精査する必要があることから、両社間で協議した結果、最終契約書及び株式移転計画の承認に関する取締役会の日程を変更することを、2026年7月3日開催の取締役会において決議いたしました。

本共同持株会社の成立日（本株式移転の効力発生日）の変更に伴う本経営統合のスケジュールの変更は、以下のとおりです。変更箇所には、下線を付しております。

(変更前)

本基本合意書承認取締役会（両社）	2026年4月14日（火）
本基本合意書締結（両社）	2026年4月14日（火）
定時株主総会に係る基準日（当社）	2026年6月20日（土）
最終契約書及び株式移転計画承認取締役会（両社）	2026年7月前半（予定）
最終契約書締結及び株式移転計画作成（両社）	2026年7月前半（予定）
臨時株主総会に係る基準日公告日（アークランズ）	2026年7月前半（予定）
臨時株主総会に係る基準日（アークランズ）	2026年7月後半（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	2026年9月後半（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（アークランズ）	2026年9月後半（予定）
東京証券取引所最終売買日（両社）	2027年2月24日（水）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	2027年2月25日（木）（予定）
効力発生日（本共同持株会社設立登記日）	2027年3月1日（月）（予定）
本共同持株会社株式上場日	2027年3月1日（月）（予定）

(変更後)

本基本合意書承認取締役会（両社）	2026年4月14日（火）
本基本合意書締結（両社）	2026年4月14日（火）
最終契約書及び株式移転計画承認取締役会（両社）	未定
最終契約書締結及び株式移転計画作成（両社）	未定
臨時株主総会に係る基準日公告日（当社）	未定
臨時株主総会に係る基準日（当社）	未定
臨時株主総会に係る基準日公告日（アー克蘭ズ）	未定
臨時株主総会に係る基準日（アー克蘭ズ）	未定
株式移転計画承認臨時株主総会（当社）	未定
株式移転計画承認臨時株主総会（アー克蘭ズ）	未定
東京証券取引所最終売買日（両社）	未定
東京証券取引所上場廃止日（両社）	未定
効力発生日（本共同持株会社設立登記日）	未定
本共同持株会社株式上場日	未定

なお、変更後の日程につきましては、当該調査の進捗状況等を踏まえ、今後、両社で協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

また、現時点で効力発生日の予定日は未定ですが、上記精査の結果を踏まえた上で、当初目指していた2027年3月1日を効力発生日とすることの実現可能性を改めて検討する予定であり、両社は、本経営統合の実現に向けて、引き続き協議を進めて参ります。当該予定日が決定した場合には、速やかにお知らせいたします。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

商品 主として売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。ただし、倉庫在庫は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

未完成工事支出金 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

原材料および貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 10～34年

その他 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用
均等償却によっております。
なお、主な耐用年数は5～10年であります。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度における発生額を、発生の翌事業年度において一括で費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (5) 従業員株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく役員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社は、「住まい」に関する分野、「生活」に関する分野の商品販売を主たる事業としており、商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、商品の販売時に付与した他社ポイントについては、その後利用されたポイント相当の財またはサービスの提供を行っておりますが、顧客から受け取る額から取引先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) リフォーム工事に係る収益認識

当社は、「住まい」に関する分野として、リフォーム工事を行っており、当該履行義務は、顧客との工事契約に基づく請負工事であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 商品券に係る収益認識

当社は、当社が発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用部分については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗固定資産及び賃貸不動産 96,424百万円

(うち有形固定資産 94,768百万円、無形固定資産 1,266百万円)

減損損失 ー百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損損失 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積り金額の変更)

当事業年度において、店舗等の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

その結果、見積りの変更による増加額104百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

追加情報

(株式給付信託 (B B T))

連結注記表の「追加情報 (株式給付信託 (B B T))」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式給付信託 (J - E S O P))

連結注記表の「追加情報 (株式給付信託 (J - E S O P))」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

宝くじの取扱いのために、定期預金38百万円を担保として供しております。

関係会社に対する金銭債権または金銭債務（区分表示したものは除く）

短 期 金 銭 債 権	169百万円
短 期 金 銭 債 務	5百万円
長 期 金 銭 債 務	16百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	580百万円
不動産賃貸収入	413百万円
仕入高	1百万円
販売費及び一般管理費	57百万円
営業取引以外の取引高	20百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 63,784,612株

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 3,511,727株

（注）当該自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴおよびＪ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する株式320,620株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 8 月 1 日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,939	32.00	2025年6月20日	2025年9月3日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が10百万円含まれております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026 年 2 月 2 日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	2,544	42.00	2025年12月20日	2026年3月10日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が13百万円含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年8月3日開催の取締役会において、次のとおり普通株式の配当に関する決議をいたしました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026 年 8 月 3 日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	2,544	42.00	2026年6月20日	2026年9月2日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が13百万円含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減価償却費、資産除去債務、減損損失、未払賞与であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用、その他有価証券評価差額金であります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、その他の情報については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,062円62銭

1 株当たり当期純利益 119円27銭

(注) 株式給付信託（ＢＢＴおよびＪ－ＥＳＯＰ）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ□）が保有する株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額の算定上、期末株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 320,620株

1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 324,960株

重要な後発事象に関する注記

（当社とアークランズ株式会社との共同持株会社設立（株式移転）の日程変更について）

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記（当社とアークランズ株式会社との共同持株会社設立（株式移転）の日程変更について）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。